

## 平成26年度第2回行政監査結果報告書（概要）

### 第1 監査実施概要

#### I 監査テーマ（P 1）

「就学援助事務について」

#### II 監査テーマ選定の趣旨（P 1）

区は、経済的理由から小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品等必要な援助事業を行っている。就学援助の認定者は約1万人おり、認定率は約35%を占めている。教育の機会を失わないための支援施策として、適正な制度運営を進めていくことが求められている。

そこで、平成26年度第2回行政監査では、就学援助事務について、就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか、小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか、などの観点から検証を行った。

#### III 監査の着眼点（P 1）

- 1 就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- 2 小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか。

#### IV 監査対象（P 1）

教育委員会事務局 学務課

#### V 監査実施期間（P 1）

平成26年6月27日（金）～平成26年12月25日（木）

### 第2 監査結果

#### I 就学援助事務に関する現況と問題点（P 3）

- 1 就学援助事務の概況（P 3）
- 2 就学援助事務（P 9）
- 3 特別支援教育就学奨励事務の概況（P 28）
- 4 特別支援教育就学奨励事務（P 29）

## Ⅱ 検討・改善を求める事項（P44）

### 着眼点1 就学困難な児童・生徒に係る就学援助の事務は適正かつ効率的に行われているか。

#### 1 就学援助における返還事務の適正化（P27）

学務課では、返還通知を送付しても返還されないまま、年度を越えた場合については、再度返還を求めていなかった。返還が必要な場合については、年度を越えても返還を求めるべきである。

板橋区就学援助費支給要綱第13条に該当した事由については、返還を求める期限、通知や納付書の発送時期、手続等、返還に関する事務処理基準を定め、適正な返還事務を執行されたい。

なお、就学援助受給者には、返還が必要となる場合の要件を認定結果の通知時などに、事前に周知しておく必要がある。

#### 2 特別支援教育就学奨励（就学奨励）の支給認定事務等の適正化（P40）

学務課は、保護者が就学奨励の申請を行う前に通学費の算定事務のための調査を行い、支給対象者を選定していた。この通学費の調査は、申請者に対して行うべきものであり、通級者の交通費を申請者以外の者から事前に聴取するといったことがないよう事務手続の基準を定め、マニュアル等も作成しておく必要がある。

また、学務課は申請した通級者の保護者に対して板橋区特別支援教育就学奨励費支給要綱第7条第1項に規定する支給認定を行っておらず、認定結果も通知せずに支給を行っていた。要綱に基づき、支給対象者に該当するかどうかの認定を行い、申請者に対して認定の結果を通知する等適正な事務を執行するよう改善を求める。

#### 3 特別支援教育就学奨励(校外教授費)における事業要綱等の整備（P41）

校外教授費は、支給に関して定めた要綱等がなく、目的、対象、手続等の基準が明確に規定されていないまま、事務処理が行われていた。

また、事務処理手順を定めたマニュアル等も作成されておらず、区ホームページ、広報いたばし等で制度周知も行っていなかった。

学務課は、早急に要綱等で支給に関する目的、対象、事務手続について基準を定め、マニュアルを作成するなど事務処理手順を整えて、事務の適正化を図るよう強く改善を求める。

#### 4 特別支援教育就学奨励(校外教授費)における履行状況確認の適正化（P43）

学務課では、事業の参加予定者は「就学奨励費請求書」で把握していたが、具体的な当日の参加者は把握していなかった。校外教授費は本来、参加者の保護者に対する補助であることを踏まえ、参加者及び保護者を把握する必要がある。

中学生の連合遠足、連合移動教室では、参加を予定していた欠席者について取消料以外に写真代、行事教材費が参加者と同額支給され、戻入された金額はなかった。また、幹事校又は会計校で、どのような会計処理が行われているかについて、学務課は把握していなかった。欠席者に写真代や行事教材費が必要であるか会計報告等で確認するべきである。根拠となる基準等を明確に定めるとともに、必要書類も併せて整備されたい。

## 着眼点2 小・中学生への教育の機会を確保するための支援は公正かつ適切に行われているか。

### 1 広く区民に向けた特別支援教育就学奨励制度周知の充実（P28）

学務課は、区内の固定学級に在籍している児童・生徒の保護者に対して「就学奨励費のお知らせ」等で特別支援教育就学奨励制度の周知を行っているが、広く区民に向けた制度周知は行っていなかった。区ホームページ、わたしの便利帳、広報いたばし等で制度について広く周知を行い、支援を必要としている人に情報が十分行き届くように努められたい。

### 2 特別支援教育就学奨励(就学奨励)における周知方法の改善（P38）

平成25年度固定学級に在籍している児童・生徒の保護者へ配付した「就学奨励費のお知らせ」には、「就学援助を受けていない方で所得基準以内の方」が対象者であると記載されており、就学援助受給者は対象とされていなかった。平成25年度就学援助受給者からの就学奨励の申請は行われていなかった。

学務課は、固定学級の就学援助受給者のうち就学奨励の受給希望者には、支給基準費目は限定されるものの、申請ができることを漏れなく周知する必要がある。

「就学奨励費のお知らせ」には、就学援助受給者も限定的ではあるが、支給対象となる支給基準費目があることを記載し、周知にあたっては公平性を失う恐れがないよう、改善を求める。

## Ⅲ 総括意見（P47）

平成26年2月に文部科学省が平成24年度の全国の就学援助率が15.64%であると公表しており、就学援助率は17年連続して上昇している。また、厚生労働省で実施した平成25年国民生活基礎調査では、平成24年の子どもの貧困率は16.3%と前回の平成22年調査時の15.7%と比較し0.6ポイント上昇している。

区には、貧困の連鎖を防ぐためにも経済的理由による就学困難な児童・生徒に対して、義務教育を円滑に受けることができるよう環境を整備し、教育を受けるための支援が十分に得られるよう施策の展開を求めたい。

### ○ 子どもたちが教育の機会を失することのないよう、就学の支援制度を確実に周知し、必要な援助が漏れなく受けられるようにすることについて

区は、未来を担う子どもたち誰もが教育を受ける機会を与えられ、就学援助等の支援を劣等感、卑屈感を抱かずに抵抗なく受けられるように区民に向けてわかりやすい明確な周知を心がけ、制度を正しく理解してもらうことが大切である。

また、支援が必要であるにもかかわらず、制度を「知らない」、「知らなかった」などの遺漏がないよう広報手段を大いに活用して、対象者だけでなく、広く区民に周知を図られたい。

平成25年度の事務手続において、就学援助は返還事務、就学奨励は支給認定事務、校外教授費は支給事務に関して、一部不適切な事務処理が見受けられた。区は、早急に改善を図るとともに、適切な基準に基づき事務手続を遂行されたい。今後、事務手順マニュアルを作成するなど、より一層の取組が大切である。

区では、今年度に入ってから個人情報に関する事故が複数報告されている。個人情報

報に関する漏えい、紛失等の事故は、個々の不注意から発生するものである。就学援助にかかわる情報は、特に配慮を要する個人情報であり、事故が起きないように細心の注意を払い、個人情報の保護に関する徹底した取組が必要である。

**○ 教育委員会事務局と区立小・中学校との事務連絡を徹底することについて**

就学援助事務は、学務課の事務事業であるが保護者とのかかわりは、学校長を通じて行うことが多い。この事業は、学校と保護者との間で、十分な説明が行われることが適正な手続を進める上で不可欠である。学校が保護者に対して、連絡事項をどのように伝えているのか、学務課が学校側の状況を常に把握しておく必要がある。

適正な事務処理を行うためにも、学校長、教員、事務職員等が連携し、学校内で常に情報の共有、支援に対する共通理解を図ることが重要である。

教育委員会事務局と学校が、なお一層、就学援助事務に関する共通認識を深め、連携強化が図られることを望む。

最後に就学援助は対象者も多く、多額の財政負担を伴うものであり、より適正な事務処理が求められることを関係職員が十分認識すべきである。

以上の視点を踏まえ、次代を担う児童・生徒たちの教育を受ける権利が守られ、心豊かに学校生活を送り、社会へ羽ばたいていくことができるような取組を期待する。